

狭あい道路の拡幅整備に関する条例の事前協議申出書 添付図書一覧表

■提出部数 2部(正本・副本各1部ずつ提出が必要です。副本は写し可。)

※ 窓口にて、提出時に必要書類が未添付の場合は、受け付けできません。

No.	✓	図書の名称	明示すべき事項	備考
1		案内図	申請敷地の位置・方位・道路及び目標となる地物	
2		公図	申請敷地の位置	<ul style="list-style-type: none"> ■写し可。(A3) ■インターネット取得可。 ■3ヶ月以内に法務局で取得したもの。 ■後退用地の土地に係る対側地を含むもの。
3		登記記録の全部事項証明書(登記事項要約書)		<ul style="list-style-type: none"> ■写し可。 ■インターネット取得可。 ■3ヶ月以内に法務局で取得したもの。 ■登記住所と現住所が異なる場合は、住民票等の連続性がわかるもの。
4		建築物等の予定配置図	(1) 方位 (2) 敷地境界線 (3) 道路境界線 (4) 道路中心線 (5) 道路後退線及び道路中心線からの距離 (6) 道路幅員 (7) 道路工作物 (8) 建築物の位置 (9) 塀、門、擁壁、樹木その他これらに類するものの位置 (10) 水道メーター・排水ます等の位置 (11) 後退用地の土地の高低	<ul style="list-style-type: none"> ■外構計画を記載。外構工事を行わない場合は、「外構工事なし。」と記載。 ■「後退用地内に建築物・工作物は設置しません。」と明記。 ■自主管理の場合は、「工事完了後、速やかに後退杭を設置し、後退杭設置届を提出します。」と明記。 <p>※記載例がありますので、参考にしてください(岡崎市ホームページからもダウンロードできます)。 【狭あい道路関係様式】 [事業者向け]→[建築・開発に関する情報]→[狭あい道路整備]→[狭あい道路関係様式]→[ページを開く]→各様式をクリックしてください。</p>
5		現況写真	撮影方向を記入	■道路の全景及び後退用地の状況がわかるもの。
6		公有地境界確認引照図		<ul style="list-style-type: none"> ■写し可。 ■過去に官民境界の立会を行ったことがある場合。→土木管理課(市役所西庁舎3階)にて取得。
7		地積測量図		<ul style="list-style-type: none"> ■写し可。 ■協議対象となる道路のもの。 ■過去に道路として土地を分筆している場合。→法務局にて取得。
8		関係権利者承諾書	(1) 地番 (2) 権利の種類 (3) 権利者の住所・氏名・印(認印可)	<ul style="list-style-type: none"> ■申出者と土地所有者が異なる場合。 <p>→地上権や借地権等の権利関係についても提出。</p>
◆ 寄 附 の 場 合 ◆				
9		寄附申込書	(1) 所在 (2) 地番 (3) 地目 (4) 権利者の住所・氏名・電話番号・印(実印)	<ul style="list-style-type: none"> ■自署による署名でない場合は、実印の押印が必要。 <p>※必ずご一読いただき、土地所有者(相続が発生していればその関係者も含む)のご了承のうえ提出してください。</p> <p>なお、相続が発生する場合は、別途、相続関係説明図及び戸籍関係書類の提出が必要となります。</p>
10		印鑑証明書		<ul style="list-style-type: none"> ■寄附申込書が自署による署名でない場合必要。 ■市民課(市役所東庁舎1階)で取得した現住所記載のもの。

※ 提出は、建築確認申請(建築確認申請を伴わない場合は、工事)の30日前までに必要です。